

令和4年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和4年6月16日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員派遣について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 承第1号 専決処分した事件の承認について
専第2号 令和3年度白川町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第6 承第2号 専決処分した事件の承認について
専第3号 白川町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 承第3号 専決処分した事件の承認について
専第4号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の
施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第8 承第4号 専決処分した事件の承認について
専第5号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第9 議第24号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第10 議第25号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第11 議第26号 財産の取得について
- 日程第12 議第27号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第13 議第28号 令和4年度白川町一般会計補正予算（第1号）
議第29号 令和4年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第
1号）
議第30号 令和4年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、
7番 梅田みつよ君、 8番 今井昌平君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 細江茂樹君、 副町長 佐伯正貴君、
教育長 鈴木雅史君、 総務課長 安江章君、
企画課長 長尾弘巳君、 町民課長 今瀬恵美君、
保健福祉課長 三宅正仁君、 農林課長 藤井寿弘君、
建設環境課長 藤井充宏君、 教育課長 大岩裕樹君、
会計管理者 今井健吾君

6. 職務のために出席した

事務局長 安江宏行君、 書記 田口直子君、
書記 今井寧菜君

7. 会議の経過

(議長 9番 藤井宏之君)

- 議長 皆様おはようございます。本日は令和4年白川町議会第2回定例会ということで議員各位の皆様、また、執行部の皆様方にご参集していただきまして、誠にありがとうございました。いよいよ梅雨に入ることになりました。昨年の7月の最初に熱海の土砂災害がありました。そして、8月の14日には、この白川町でも河川が氾濫するなど、豪雨災害があり、2年連続にしてこの白川口では、飛驒川の水量が増したということで、バックウォーターという現象が起きました。いよいよそういった時期を迎え、これから豪雨災害に対してその心構えを皆さんで、自分の命は自分で守るんだというところを、この機会に心がけていただいて、特に避難に関しましては、空振りでもいいのですぐ避難ができるような体制で、できれば身の回り品を1ヶ所に集めて、いつでもすぐ出るんだというところを皆さんで心がけていただきたいと思います。そしてコロナの感染につきましては、こここのところ、白川町では感染者がゼロということが続いておりますが、まだまだ気を許すことができませんので、どうか感染対策にはしっかり取り組んでいただきたいと思います。簡単ですけども、冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

本日の会議中、CCネットによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知置きください。

- 議長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
○ 議長 ただ今から令和4年白川町議会第2回定例会を開会します。
○ 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。
(事務局長 安江宏行君)

- 事務局長 令和4年第1回定例会閉会以降の諸般の報告をした。
なお、地方自治法施行令第180条第1項の規定により専決処分された「報

第1号 損害賠償の額の決定について」、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「報第2号 一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「報第3号 簡易水道特別会計の繰越明許費繰越計算書」について、町長から議会に報告されましたのでその写しを、また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「有限会社白川町農業開発」、「株式会社美濃白川クオーレの里財団」、「有限会社てまひまグループ」、「有限会社白川野菜村チャオ」、「株式会社佐見とうふ豆の力」、「一般社団法人美濃白川楽集館」の6つの法人から令和3年度事業報告及び収支決算書が提出されましたので、その写しを、また、令和4年2月25日、3月24日、4月25日、5月25日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛に報告されましたので、その写しをお手元に配布しておりますので、よろしくお願い致します。

- 議 長 ただちに本日の会議を開きます。
- ◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番 伊佐治優君、4番 三戸勝徳君を指名します。
- ◇日程第2 会期の決定
- 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議 長 お諮りします。
- 今期定例会の会期は、本日から21日までの6日間としたいと思います。これにご異議ありませんか
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
- よって会期は、本日から21日までの6日間と決定しました。
- 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。町長。
- (町長 細江茂樹君 登壇)
- 町 長 令和4年第2回白川町議会定例会を招集しましたところ、議員全員の出席をいただきありがとうございます。今年は例年に比べ遅い梅雨入りとなりました。いよいよ本格的に出水期を迎えます。今年度4月からお勤めいただいている防災アドバイザーに、消防署員として培った知見からご指導ご助言をいただきながら、警戒体制の見直しや地域の防災力向上に取り組んでいるところでございます。行政の一番重要な任務である、住民の生命財産を守るため、防災減災対策に万全を期してまいります。また、新型コロナウイルス感染症は、その感染者数も少なくなってきましたが、引き続き感染防止対策を緩みなく推進してまいります。町民の皆様には、これまで同様基本的な感染予防対策にご協力

いただきますようお願い申し上げます。それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会には、合わせて11件の議案を上程しております。承第1号は、専決処分をしました令和3年度白川町一般会計補正予算第11号について承認を求めるものでございます。承第2号から第4号までは、それぞれ所要の改正に急施を要したため専決処分をしました条例の一部改正について承認を求めるものであります。議第24号及び議第25号は、いずれも条例の一部改正で、議第24号は、佐見小学校の移転に伴い所要の改正を行うもの、議第25号は、国からの財政支援の適用期間が延長されたことに伴い、介護保険料の減免措置を延長するため所要の改正をしようとするものであります。議第26号は、財産の取得であります。購入から19年経過し老朽化している給食配送車の更新について議決を求めるものであります。議第27号は、庁用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額について、議決を求めるものであります。議第28号は、令和4年度白川町一般会計補正予算（第1号）議第29号は、令和4年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）議第30号は、令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でそれぞれ新たに必要となった事業における追加及び当初予算の修正に係る補正をお願いするものであります。今定例会に提案いたしました諸議案の詳細につきましては、議事の進行に従いまして説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、6名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式は、これまでどおり、質問回数は1件の件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。また、再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

4番 三戸勝徳君。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4 番 それでは、議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回、私は、大きな項目3つありまして、それぞれ一括方式にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。はじめに、1つ目の項目といたしまして、危機管理体制についてお尋ねをいたします。6月半ばとなり、いよいよ梅雨の季節となりました。近年、これから夏場にかけて更に台風シーズンも含め、線状降水帯による集中豪雨で、河川の増水に伴う氾濫や、土砂崩れ等による災害が全国各地で頻繁に発生しております。本町におきましても昨年8月、一昨年7月の豪雨による河川の増水に伴い河岐地区で冠水が発生したことは記憶に新しいところです。現在、自川浸水対策について、地元住民の方々を中心に検討されているところです。また、国内外を問わず様々な不測の事態が発生し、危機管理に対しての重要性と、その能力の更なる向上が求められているところです。そこで危機管理体制について3点ほど質問させていただきます。

1点目、本町において2年連続で発生した水害の対応で、行政としての問題点、課題や反省点、それらを踏まえての改善点等がありましたらお伺いいたします。

2点目、本年度より消防署職員OBの方を防災アドバイザーとして採用され

ました。この防災アドバイザーの職務を果たすべき役割と、採用後2ヶ月半を経過した中で、活動状況についてお尋ねいたします。また水害等に限らず、大規模地震を初めとする様々な災害や生活安全全般に備え、専門的な知見と知識を有した自衛隊や警察OBの方も必要と思いますが、今後採用していく考えはあるでしょうか。

3点目、視野を広げますと、気候変動による猛暑に伴う熱中症であったり、山火事の発生、新型コロナウイルスといった予期せぬ感染症であったり、テロや戦争に対する不安等様々なことを考えさせられる昨今であります。現在本町では、防災、防犯、安全対策等については、総務課行政係の業務となっておりますが、これらの業務を行政係から切離し、これを専従的におこなう危機管理係、あるいは、危機管理室といった部署を新設することが有効だと考えますがいかがでしょうか。以上3点についてお尋ねいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 出水期を迎え、災害が心配される時期となっております。まさに時機を得た質問をいただきましたので、町民の皆さまへの広報にもつながるよう期待を込めて答弁させていただきます。まず1点目のご質問、災害を経験しての課題、問題点についてでございますが、これは白川町だけに限ったことではありませんが、全国各地で災害が多発する中で、公助には限界があるということが、以前にも増してはっきりしたのではないかとということです。防災の決め手は、やはり自助、共助の強化にあるということを改めて強く認識いたしました。自分の命は自分で守る、自分の地域は自分たちで守るという意識を持ってもらうことが、災害対策においては何よりも大切だということを、ここ2年の水害を経験して痛感いたしました。公助として大切なことは、まず情報を早く正しく伝えることだと認識したところです。避難勧告と避難指示がわかりにくいということから、避難勧告は現在廃止されています。避難所の充実の必要性、職員体制の在り方、マスコミ対応など、細かくはいろいろと反省点もありますが、それらを次に生かすべく、それぞれ改善を加えているところです。

2点目のご質問、防災アドバイザーの活動状況についてでございますが、今年から消防署で42年間勤務されたOBの方を、防災アドバイザーとしてお迎えし、勤務していただいています。防災アドバイザーの職務として、一番期待していることは、自主防災組織の強化です。先ほども、防災の決め手は自助、共助の強化だとお伝えしましたが、では、どうすれば強化できるのかわからないといった声も聞かれるところです。そこで防災アドバイザーに地域に出向いていただき、その地域にあった防災強化策について指導していただきたいと考

えています。具体的な動きにまではまだ至っていませんが、すでにいくつかの地域に出向いて、防災についてのお話はされています。地域で防災訓練を計画された場合、また計画の段階からでも構いませんので、ぜひ防災アドバイザーにお声掛けをいただきたいと思っています。自衛隊や警察官のOBの方の雇用は考えないのかといった質問もいただきましたが、もちろん適任者があれば雇用は検討してまいります。

3点目、危機管理室を新設する考えはないかのご質問をいただきました。実は、かねてから考えはあるのですが、限られた職員数の中で設置に至っていないというのが現状です。2年前、行政係を、行政係と秘書係の2つの係に分け、新たな行政係の業務については大きく防災安全と選挙に特化させました。そして今年から防災アドバイザーを雇用して、行政係の人員を現在の4人体制としたところです。少しずつではありますが、危機管理室への体制に近づけている状況ですので、ご理解をいただければ幸いです。以上答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
(4番 三戸勝徳君)
- 4 番 はい、今、想定外の事態とか未曾有の出来事といった言葉が近年よく使われるようになりました。そうしたことが、実際に起こりうる世の中、時代だということだと思えます。その意味では、危機管理室や危機管理に特化した組織というものが本当に有効だと考えますので、早期設置に向けて今後ともご検討のほどよろしくお願いをいたします。一方で、組織としての危機管理機能を考えたときに、町長が出張等で不在の時や、病气療養中などのタイミングで災害等が発生する可能性も十分に考えられます。また本町のような地形では、地域によっては孤立して移動が困難になったり、また、通信網が遮断されるというようなことも想定されます。このような困難な場面において町長や担当監が不在でもトップの意思決定や指揮命令が直接補佐できる体制作りや取り組みがされているでしょうか。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、町では、町長が不在の際の職務を代理する順番というものを規則の方で定めております。普段の場合は、それに従って進めていくということになるかと思えますけども。ご質問の災害のような場合、いかなる状況で起こるかわかりませんので、いろんなケースを想定しながらその場にいる職階の上の者、もしくは年配の者等が的確な指示が出せるよう、そんな訓練もこれからは講じてまいりたいと思っております。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。なければ、次の質問。
(4番 三戸勝徳君)
- 4 番 それでは2つ目の項目、自主防災組織の強化についてお尋ねいたします。災害時においては、行政や消防等の対応だけでは限界があり、住民が日頃から主体的に防災活動に取り組み、実際の災害時に行動できることが求められています。そうした住民の防災活動を支えるものとして自主防災組織があります。そこで、自主防災組織の強化について3点ほど質問させていただきます。1点目、行政としてこの組織の組織力を高めるための施策と、その施策による活動や進捗状況についてお伺いいたします。
- 2点目、自助・共助の強化を支援する目的として、自主防災活動補助金があります。この補助金を活用した各自治会それぞれの使途と、現時点で効果がみられるものがありましたらお聞きいたします。
- 3点目、町内5地区において毎年5月から7月にかけて災害対策連絡協議会が開催されています。コロナ禍で思うようにできなかつたり、地区により温度差もあるようですが、それぞれの実施状況と、その内容についてお聞かせください。以上3点についてお尋ねいたします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 まず、自主防災組織の強化については、以前から、あれこれと取り組んできたところがございます。地域ごとに防災リーダーを設置することを推奨したり、自治会長さんに集まっていただいて、防災に関するワークショップを開催したり、3年前からは、防災補助金を交付して、地域の防災活動を支援したりしています。先ほど触れた、防災アドバイザーの雇用も、まさに自主防災組織の強化策の一つといえます。白川町の水害のニュースが全国区で取り上げられたこともあり、町内それぞれの地域で、以前と比べると格段に防災意識は高まりつつありますが、地域によって差が出始めているとも感じていますので、全体的なレベルアップを図っていきたいと考えているところです。
- 2点目の質問、防災補助金の使い道については、各自治会の購入物品は、ヘルメット、懐中電灯、電池、防災ラジオ、ランタン、ブルーシートなど、本当にさまざまです。ただし、傾向として、避難所の充実を意識した活用が多く見受けられました。発電機や、備蓄の食糧、毛布などをあわせて購入された自治会はかなりの数に上っています。防災に対する意識の高まり、特に避難するということに対する意識の高まりをうれしく思っています。
- 3点目の質問についてですが、町内には、平成24年度から5つの災害対策連絡協議会が組織されています。その構成員としては、町議会議員の皆様

方にも入っていただいているところですが、自治協議会長さんや、自治会長さん、消防団、防災士、女防さん、民生委員、地区福祉会、小中学校や保育園の先生方など、多種多様な業種の方で構成されています。主な実施内容としましては、毎年、地区内の防災体制を整備、確認するため、連絡協議会を開催し、有事の際の体制や要援護者や危険個所の把握、構成員の動きの相互理解などを深めておられます。ここ2年ほどは、コロナ禍ということもあり、人数を絞って開催されたところが多かったようです。構成メンバーである防災士の方による講話を行ったところや、コロナ対策としての避難所の開設訓練を行った所、また、すでに地域単独で防災訓練を行っていただいている所もあります。災害対策連絡協議会という組織は、地区住民の方が自発的に組織されているものですので、町があまり介入することなく、支援を求められればもちろん支援を検討させていただきますが、まずはそれぞれの組織の活動を尊重しつつ、地域にあった、自助、共助、公助という防災の3要素をうまくかみ合わせ、運用が図られるよう調整していきたいと考えているところです。以上、答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
(4番 三戸勝徳君)
- 4番 実践的な取り組みができるように、地域住民と行政との、いわゆる共同が不可欠ですし、住民同士が協力して助け合う共助という取り組みも不可欠だと思います。今後、自主防災組織がしっかりと機能していくためには、それぞれの意識を高めていく、実際にそういう行動をしていかなければいけないと思います。先ほどの答弁の中で、町民の防災意識は高まりつつあるが、地域によって差が出始めているということを言われましたが、地域差を解消すべくためにどのような具体策を考えてみえるでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、まずは、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、防災アドバイザーの方に今年からお務めいただいております。防災アドバイザーの方に、地域に出向いてそれぞれ指導していただくということを考えているところでございます。また、今年から、各地域ごとの防災訓練といったものを町としては奨励しておりますので、そうした防災訓練を積み重ねていただくことでそうした防災に対する共助の強化が図られるのではないかとというふうに期待をしております。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
(4番 三戸勝徳君)

- 4 番 はい、防災士会とか防災リーダーですかね、各地区にお見えだと思うんですけどもいろんな取り組みをしている中で、やはりこの地域差っていうのは、あの、温度差といいますかね、こういうものはいろんなことに言えると思います。何も防災に限ったことではないと思いますけども、そういう中で、各地域に見える防災リーダーの方々、そうした方々の研修会とかですね、意思疎通といいますか思いを一つにするというような、そういう取り組みをされているでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、防災審議会の方で、白川町で防災士会といったような組織も作っていただいております。そうした中で、それぞれで研修の機会も設けておられますけれども、今お話がありました防災リーダー、また、町で雇用しました、防災アドバイザー、防災士会員の皆さん、そういった方で一同に会していただくような、そんな研修の機会もまた計画をしてみたいと思います。
- 議長 次の質問をお願いします。4番。
(4番 三戸勝徳君)
- 4 番 はい、それでは、3つ目の項目といたしまして、住宅用火災警報器の設置促進についてお尋ねをいたします。消防法によって、住宅用火災警報器の設置が新築既存に関わらず、すべての住宅に義務付けられてから十数年近く経過しております。昨年、消防庁から発表された、令和3年6月1日時点での火災警報器の設置率は、全国平均で8割強、岐阜県においては約8割、火災予防条例の適合率は全国平均で7割弱、岐阜県では約6割となっています。つまり、岐阜県では、「設置していない」が、約2割、「設置はしているが基準に適合していない」が、約4割ということです。本町では昨年12月に、消防署においてアンケート調査が実施されておりますが、調査協力件数が約550戸ということで、あくまでもその件数での数字となりますが、「設置していない」が、約14%、「設置はしているが、基準に適合していない」が、約63%となっています。こうした数字から言えることは、義務化であっても、全く未設置であったり、設置はしているが、基準に適合していないという住宅がまだそれなりにあるということです。こうした背景には、罰則規定がないことや、どこに取り付けていいかわからなかったり、設置はあるものの期限管理ができていないと啓発活動不足も要因しているものと考えられます。本来の目的として、主に夜間就寝時に発生した火災に対し、特に高齢者や障害をお持ちの方が逃げ遅れることのないように、初期段階で煙や熱を感知して音声等で知らせるという優れたものであります。本町において

は、近年林野火災は多くあるものの住宅火災がほとんどありません。しかし、今後さらに高齢化社会が進んでいくことが考えられますが、安心安全な町作りの中、火災から町民の命を守るという観点から、現状を踏まえての见解をお尋ねいたします。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 火災警報器については、平成23年の設置が義務化された年が、ちょうど町の55周年と重なったことから、記念品として全戸に配布した経緯がございます。意識の高い人は常にチェックをしたり、古くなっていけば既に交換されたりしていると思いますが、三戸議員のおっしゃる通り、すでに義務化から10年以上経過しており、各家庭についている火災警報器が正しく作動するか心配される所です。消防署でも広報に力を入れていただいておりますが、まずは正しく作動するかどうか、確認することのPRに努めたいと考えています。確認は警報機についているボタンを押す程度で簡単にできますので、確認の方法についてや、作動しない警報器の交換について、周知を徹底してまいります。また、先ほど防災補助金の活用事例について少し触れましたが、この防災補助金を活用して、自治会内の全戸に火災警報器を配布した自治会も2つほどあります。自分では確認できないというお年寄りの方もあろうかと思っておりますので、是非、地域における防災訓練の折に、安否確認と合わせて、火災警報器の確認や設置についても、訓練の一つとして取り組んでいただくことをお勧めしたいと思います。防災訓練と防災補助金を、今年からはセットにしておりますので、是非、こうした防災訓練の開催を前向きにご検討いただければと思っています。以上答弁とさせていただきます。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
(4番 三戸勝徳君)
- 4 番 はい、義務化された当初は、様々な方法で設置に向け取り組み、一定の成果を得られましたが、その後のさらなる設置促進の啓発が不十分であったり、個人による維持管理が全体としてなかなかできなかったことがその要因であるとも思います。火災は自分だけでは済まず、他者をも巻き込む可能性があり、その意味では適切に設置することは一人一人の義務なんだという意識を高めることが必要だと思います。この質問をいたしましたのは、私が直接高齢者の方から相談を受けたりした中で、実際に見に行くと、これはちょっとこういう方がたくさんいたらいけないな、ということで、複数また見させていただいたら、同じようなことがありました。先ほどの55周年の記念品にしましても全戸に配られたんですが、そのまま設置もせず、引き出しの中に入れてしまってみえ

る方もあったというのが現実です。そうしたことを考えたときにはやはり、義務化といえども、罰則がないというようなことから、まあ大丈夫だろうというような安易な気持ちもあるのかもしれませんが、やはり先ほど申しましたように他者をも巻き込む火災というものが発生する可能性というものは十分に考えられますので、そうした意味では、付けることが義務なんだという思いで啓発活動をしていかなければいけないと思っています。そういう中で、消防署でもこまめな啓発活動はされているようですが、行政としてやはり、広報白川とかパンフレットの作成、あるいは町のホームページ等で幅広くですね、啓発をしていただきたいということ、またCCネット等でもですね、やはり町からのお知らせというようなことで、やっていただければありがたいと思いますし、こういった取り組みというのは、やはり、単発ではなくって、定期的にやっていただくことで、少しずつ効果が上がるのではないかなということも思っておりますのでその辺に關しましてはいかがでしょうか。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、三戸議員ご指摘の通り火災警報器に特化したような、そうした広報はあまり今までできていなかったと反省をしているところでございます。先ほども触れましたけれども、火災警報器がちゃんと作動するかどうかという確認の方法、また、確認して作動しなかった場合に、早めに交換するといったようなことを促すよう、いろんな場面を通じてまた広報に努めてまいりたいと思います。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番
(4番 三戸勝徳君)
- 4番 質問はございませんが、今回3つの項目について質問をさせていただきましたが、やはり持続可能な町づくり、また、安心安全な町づくりというためには欠かせないことばかりだと思います。いろいろな政策を講じながら、町民のためにですね、取り組んでいただくようお願いいたしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議長 4番 三戸勝徳君の質問を終わります。
次、7番 梅田みつよ君
(7番 梅田みつよ君)
- 7番 皆様、おはようございます。新型コロナウイルスも去ることながら、いまだ続くウクライナ侵攻で、多くの被災者の方があります。心よりお見舞いを申し上げますとともに、そして、1日も早い終息を祈っております。そして、町民の皆様にも、健康第一を願っております。それでは、私も元気いっぱいやって

まいりますので、よろしくお願いいたします。議長より発言を許されましたので質問に入らせていただきます。私は、新庁舎の建設について質問いたします。令和7年の新庁舎の開庁に向けて、現在検討委員会や何度にも重なる協議を経て、設計段階へと歩みを進めている所です。新庁舎の建設については、町の中心的存在となります。そこで、今日は少し掘り下げて4つの点に分けて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。先般開かれましたが、議会の特別委員会である、庁舎建設特別委員会において、設計図面の案を見せていただきましたところ、大変素晴らしい設計案を検討されていることがわかりました。設計に携わる専門の方々や専門監のご苦労がうかがえました。何より、計画が進むにつれ、町民の皆様の期待も高まっております。「町民の安心を支え、人と環境にやさしい庁舎」という整備の基本理念に沿った施設の完成により、住民サービスが一層向上することに、大きな期待を寄せるところです。さて、近年の建物は、建物の利便性や機能的活用が求められていることは間違いありません。先日、議会も新庁舎の視察に行ったところですが、視察した所は、大変機能的であったと確認しております。デザイン性へのこだわりや統一感、そして、執務の一体感なども感じてくることができました、反面、エネルギー活用や執務室の広さ、また、諸会議室の在り方などには様々な課題も見受けられました。それでは、本町の庁舎の建設について4つの点について、それぞれ質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。1つ目の質問です。住民サービスは、住民の皆様の意見を聞くという機会も必要です。庁舎建設委員会の代表者の会議や協議はなされてきましたが、住民の皆さんとの意見交換は行われているのでしょうか。私は、町のパブリックコメンを確認しましたが、それだけで十分と言えるのでしょうか。また、その予定がありますでしょうかお伺いします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 はい、梅田議員からまず、町民の意見をどのように聞いてきたかというような質問を頂きました。町では、新庁舎基本計画の策定にあたり、コロナ禍で会議の開催が制限される中、できる限り多くの町民の皆さんの声に耳を傾けるべく、イベント参加者へのアンケートやWEBアンケートなどを実施してきました。このアンケートでは、現庁舎の問題点や、新庁舎の建設にあたり大事にしたい視点について、また、新庁舎に必要な機能など、9つの内容について伺っています。イベント時のアンケートでは160件、WEBアンケートでは389件の合わせて549件の意見をいただきました。また、学識経験者や、町内各種団体の代表者、公募の委員の方に、職員を含む16名で構成する庁舎整備

検討委員会において、立ち寄りやすい庁舎として必要な機能などについて、これまでに4回のワークショップを行い、議論して頂いています。今年4月には検討委員の声掛けで河岐地区の住民の方を対象にしたワークショップを開催し、10名ほどの参加もいただいています。アンケートや検討委員会での意見から、新庁舎に必要な機能について傾向がつかめましたので、待合場所としての機能や多目的スペース、談話スペースなどについて、現在行っている基本設計に反映していきたいと考えているところです。十分な意見交換をしたかと言われると、その判断は難しい所でございますが、基本設計がまとまった際には、地元説明会などを開催し、意見を伺っていく予定ですし、新庁舎を活用したにぎわいづくりや、白川の木をふんだんに使った庁舎づくりなど、運用部分については、今後も庁舎整備検討委員会や各団体の皆さんと引き続きワークショップなどで意見交換をしていきたいと考えているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 7 番 ありません。
- 議 長 では、次。
(7番 梅田みつよ君)
- 7 番 それではなるべく多くの町民の皆様の声に耳を傾けていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に参ります。2つ目の質問です。地元の木材を活用した庁舎は、前横家町長の頃から理想とされてきた流れがあります。また、町民の皆さまも地元木材の活用を期待しているところだと思えます。しかし、この先、学校統合による校舎の建設などを予定しており、予算に無理がないのか、というお声もございます。その点について説明をお願いいたします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 広報6月号でお知らせをしました通り、新庁舎の建設事業費は調査費、土地取得費、備品購入費などすべてを含めて、今のところですが、総額18億円程度を見込んでいます。建設費の財源は、補助金を3,000万円程度と見込み、庁舎整備のために積み立て貯金、基金でございますが、こちらについては、14億円を取り崩し、残りの3億円は借入をする予定です。現在、庁舎の借入に対する国からの支援、地方交付税の措置はない状況ですので、極力借入額が少なくなるよう、各種設備導入に対する補助制度などの研究を続けていきたいと思っています。白川町は木の町ですので、木をふんだんに使った施設を考えていますが、木造に対する補助制度を上手に活用するなどして建設費を抑えたいと考えています。

庁舎の借入金については、25年の長期返済が可能ですので、1年あたりの返済額は約2,000万円程度となり、1年あたりの返済額は低く抑えることができます。庁舎の借入をした場合でも、町全体の借入に対する年間の返済額が大きく増えることはなく、令和3年度と同程度で推移していくと見込んでおります。学校建設の事業費については今後検討していきますが、各種補助金や、国からの財政支援のある有利な借入など財源を確保しつつ、将来にわたって無理のない財政計画を立て整備を進めていきたいと考えています。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。7番
(7番 梅田みつよ君)
- 7番 それではお伺いいたします。木造建設ということのメリットについてお伺いいたします。RC構造よりも有利な点についてお伺いいたします。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 新庁舎につきましては、水害対策ということもございますので、1階は鉄筋コンクリートRC造でございます。2階については鉄筋コンクリートと木造のハイブリッド型、いいとこ取りというようなそんな構造で整備ができないかなというふうに考えているところでございます。木造のメリットといったようなご質問でございましたけれども一般的に、木のぬくもりであるとか、香り、見た目の美しさ、環境に良いといったようなことはもちろんでございますけれども、やはり白川は木の町でございますので、白川らしい庁舎、また白川町の新しいシンボルになるような、そんな庁舎にできるのではないかなというふうに考えております。また、何と云っても白川はふんだんに木がございますので、地元材の活用ができますし、事業者の方もたくさんおいでですので、建設、また、今後の維持管理についても、白川町の場合木造が有利であろうというふうに考えるところでございます。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 7番 ありません。
- 議長 なければ次へ。
(7番 梅田みつよ君)
- 7番 はい、それでは、次の質問にまいります。3つ目の質問です。今、白川町には、待ち合わせ、面談、対談、待機する場所がないということが兼ねてからの課題です。白川口駅舎には、その機能はありません。今度の庁舎にはそれが期待されると考えています。どのような機能がある庁舎を目指しておられるでしょうか。また、それは閉庁後24時間とは言いませんが、どのくらいの時間までの利用を見込んでいるのでしょうか。防犯も含めて設計を進められているの

かという点について伺います。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 梅田議員ご指摘の通り、町内には待ち合わせをする場所や談話する場所など憩いの場が少ないのが現状です。アンケートや検討委員会の意見の中でも、現在の役場は用事がなければ寄ることはない、入りづらい、といった意見が多く、自由に使える多目的スペースの設置を求める声が多くありました。新庁舎では、バスの待合や友達や家族との待ち合わせ場所、学生さんの自習ができる場所、近所の方々との談話場所、時には、イベントスペースとして活用できる場所なども整備をし、ちょっと行ってみたいくなるような、気軽に使えて、寄りやすい庁舎にしていきたいと考えています。夜間は、役場の事務室と多目的スペースをシャッターなどで仕切り、防犯対策をした上で、多目的スペースは夜9時頃まで開放することはできないかというようなことも現在考えております。以上でございます。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。7番
(7番 梅田みつよ君)
- 7 番 再質問いたします。待ち合いの場に、カフェのような機能を持たせるというようなお考えはございますでしょうか。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、ありがとうございます。検討委員会のワークショップまた、アンケートで伺った意見の中にも、ぜひ、そういった多目的スペースで、美味しいコーヒーが飲めるとか、美味しい白川茶が飲めるとかそういった場所にしてほしいといったような意見が多くございましたので、そんな所が、できるだけ経費をかけずに楽しめて、ワクワクできるような、そんな仕掛けを考えていきたいと思っております。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 7 番 ありません。
- 議 長 それでは、次の質問。7番
(7番 梅田みつよ君)
- 7 番 それでは、次の質問にまいります。先ほどの質問にも関わっていますが、4つ目の質問になります。楽集館の施設も老築化しております、いずれ移転や改築を検討しなければならないと思います。町として現時点で将来計画をどのように考えているかお伺いいたします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

- 総務課長 庁舎を検討する中で、楽集館をどうするかといった議論も出ており、課長会議等でその方向性を検討しておりますので、その方向性について私の方から答弁をさせていただきます。楽集館については、施設は古くなっておりますけれども、まだまだ使える施設ではありますので、JAの美濃白川支店の改築予定等の状況も確認した上で、改築の時機を検討することとなりますけれども、現時点での町としての将来構想としては、白川中学校の敷地に、新しい学校を建設した後に、こちらも時期を見てということになります。楽集館と給食センターを合わせて建設することを計画しております。町内の施設の統合、集約、廃止については、町にとって今後の大きな課題であり、庁舎、学校建設後においても長期的な視点で検討していく必要があると思っております。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。7番
(7番 梅田みつよ君)
- 7番 再質問いたします。学校の統合を目指して作られるということでしたが、学校の付近に作られれば、駅から学校までが遠くなります。楽集館のこれまで果たしてきた機能や役割を考えれば、保護者の方にとっては、少し遠くなるということになります。それについて、不便だと感じるのでしょうか。また、閉館時間が早ければ、そもそも迎えを待つという用途には利用できなくなるのでしょうか。その点について伺います。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 これは今後の検討課題ということになるかと思っておりますけれども、先ほども新しい庁舎の1階については、夜9時ぐらいまで開けておくということを現在考えているところでございます。庁舎の1階多目的スペースと、新しくできる楽集館を連動させる、そんなことは今後考えていきたいと思っております。例えば庁舎の1階を利用する際に、そこで図書についても予約ができるとか、貸し借りができるとか、そんな連動させることについても今後は検討してまいりたいと思っております。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(7番 梅田みつよ君)
- 7番 再質問はございません。それでは今後も庁舎の建設について、できるだけ協議をされ、住民の皆様の期待に応えられるような庁舎になりますことを願って質問を終わります。
- 議長 7番 梅田みつよ君の質問を終わります。

ここで10分間休憩とします。(午前10時59分)

○ 議長 再開します。(午前11時09分)

次、6番 佐伯好典君

(6番 佐伯好典君)

○ 6番 それでは、議長より許可をいただきましたので、私の一般質問に移らせて頂きます。私の質問は、町の文化財について質問したいと思います。質問に入る前に、一つ、数の訂正がありますのでお伝えします。文化財の数ですけれども、僕が調べた時、87だったんですが、最新の資料で93ということで、申し訳ありません、数は93で訂正させていただきます。それでは、質問に入ります。現在白川町では国、県指定を合わせ、93の文化財が指定されています。まちの白川町の文化財保護に関する条例によれば白川町にとって重要なものについてその保存及び活用のため、必要な措置を講じ、町民の文化的向上に資することを目的とする。となっており、町内にある文化財を守り、伝え、またそれらを活用することが条例に定められていると考えます。町の文化財は円空仏をはじめ、さまざまな工芸品や、建造物、そして天然記念物がありますが、その現状と、活用について質問をします。1つ目、町の条例では、保存については所有者や管理者に文化財の管理を求めているが、管理者が町外へ引っ越しているなど、管理が行き届いていない現状も見受けられます。条例では教育委員会が指示をして適正な管理をすることになっているが、近年の状況はどのようになっているかお聞きします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○ 教育課長 6番佐伯議員の質問に対する答弁をいたします。文化財の適正な管理状況をお聞きしたいとの内容ですが、白川町には、歴史上、文化的または芸術上価値の高い、いわゆる文化財があります。文化財と一口に言っても、内容は多様となっています。白川町の文化財の保護に関する条例の中で、文化財の定義では、1、建造物、絵画、彫刻などの有形文化財、2、演劇、音楽、工芸技術などの無形文化財、3、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能などの民俗文化財、4、古墳、城跡などの遺跡や旧宅等、歴史上又は学術上価値の高いものなどの記念物の4つに分類して、文化財の指定をしており、その保存及び活用を図っています。また、文化財の管理では、文化財の所有者が管理義務を負うこととなります。ただし、所有者に特別の事情がある場合は、別に管理責任者を選任して管理を継続することもできます。管理責任者の例としましては、自治会や保存会、氏子総代等が挙げられます。町では、職員によ

る見回りを行うほか、所有者や文化財保護審議会委員、地域住民の方にも協力いただき、保存状態の確認を行っています。更に、文化財の管理については、多額の費用が掛かる場合もあります。町では文化財保護に関する補助金を設けて支援を行っております。平成28年以降で9件、交付金額で約240万円の交付実績があります。その内訳としまして、木像の修復や清掃で3件、樹木の剪定、支障木の除去で3件、盗難防止装置の設置で3件となっています。貴重な文化財を保護していくためには、文化財の種別によっても多様な方法がありますので、お悩みの場合は、教育委員会へ一度ご相談いただければと思います。また、令和3年9月に白川町文化財等寄贈・寄託受入要綱を施行しています。この要綱では、町が文化財等の寄贈及び寄託の受入れ、町外への流出や滅失を防ぐ目的で定めており、現在、円空物1点をお預かりしています。ただし、受け入れには審査を要しますので、ご相談いただければと思います。以上答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6番 それでは再質問に入ります。管理は管理者が義務を負うということで、所有者が難しい場合は、別に管理人を委託したり、また、そういった自治会や保存会、また、氏子総代の方に担っていただくというお話がありましたけれども、工芸品だったりいろんなものがあるんですけども、そういったものは割と、ご自宅の中に、管理されていたりとか、実際、それを見ることもなかなかできませんし、適切な保護をされているんだなというふうには思うんですけども、あの天然記念物、要は樹木等が、町にもたくさんあるんですけども、やはりなかなかその管理が行き届いてない例が、見受けられます。また、こちらの一覧表があるんですけども、この表の中にもまだ管理が個人になっていて、その文化財っていうのはどういうふうに住んでいくのかなって疑問を抱く場面もあるんです。やはり、見回りをして管理をされているということですけども確かに、町にとって文化財っていうのは町の財産の一つで、やはりこの白川町というものの自然なり、いろんな文化を伝えていくことに対しての生き証人というのはあれですけども、証拠になる大切なものだと思うんですけども、一方で、やはりそのなかなか管理も難しく、例えば自治会に任せると、自治会もちょっと困ると、そういった場合っていうのは、やはりその単純に記念物をそのまま保護していくよりかは、やはり本当にその記念物それが、このまちにとって重要かどうかという議論も決してどんどん消していくという訳ではなく精査が必要になると思う。やはり、文化財に指定された者は、管理責

任があり、しっかりと保護していく必要がある。ただ、やっぱり現状としては
どんどん人口が減っていく中、それを担う方々が本当にいるかどうか、かとい
っても、町が天然記念物保護も難しいと思うので、またこの条例の中ではやは
り審議会でその解除もできるというふうになっておりますので、その点につ
いて今後の可能性を精査して、しっかりと現状を見極めて、所有者の方と交渉し、
っていうことをやっていけるかどうかというところをちょっとお伺いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○ 教育課長 はい、文化財を指定しました年月日ですけども、半数以上が昭和47年以前
の物という形になっています。既に管理者が死亡されていたり、手が行き届か
なくなったりということもあります。ですが、まだ令和3年の先ほどお伝えし
ましたように文化財の指定を受けてる方が町外へ転出されることがありまして、
教育委員会に本人から相談があったということで新たに要綱を作り保管できる
ようにした、というようなことを進めております。このときは、テレビの上に
置ける程度のものでしたので移動するのは簡単でありましたけども、その樹木
とか動かすことができない文化財も町内にございますので、地元としても、そ
の指定になってる文化財を、今後どうしたいのか、保存するのかどうかとい
うことも意見を参考にしながら文化財の保護審議委員会の中でも協議してい
きたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 6 番 再質問はありません。

○ 議 長 はい、では次へ。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、それでは次の質問に入りたいと思います。その文化財を解除つてい
うお話を先の質問でさせていただいたんですけど、そこもやはり、しっかりと
した活用ができれば、もしかすると、地元で守っていこうという気分も高まる
かなあということで、次の質問です。先ほどのこの、町の条例にはですね、文
化財の活用というものも定められているんですけども、現状でどのように活
用されているのか、また、町としてですね、今後どのように活用していくか考
えをお聞きします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○ 教育課長 はい、文化財の活用についてですけども、近年では小学校でのふるさと学習
や、公民館講座での見学会、町民会館、楽集館での企画展示などがあります。

また、白川町の文化財をまとめた冊子も令和元年に追録版を発刊しております。町のホームページでも文化財情報を掲載しています。現在、国などでは文化財のデジタルアーカイブ化を進めておりまして、白川町としても文化財の精細なデータを収集して、公開できたらいいなと考えています。地域における最も有効な文化財の活用の手法としては、常に文化財を気軽に眺め、親しめる存在にすることだと考えます。文化財の多くは、個人所有や個人敷地内にあることから所有者のプライバシー保護、建築や仏像等は保管の状況から調整を図る必要があるため、難しい部分もありますが、所有者や地域のご協力が得られれば文化財の状況に応じて、期間を限定するなどの工夫を図って、展示・公開の機会を設けたいと思います。地域でも文化財を活用した催事を開催していただければ、地域資源の再発見にもつながるのではと考えています。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(6番 佐伯好典君)
- 6番 はい、再質問します。今、活用について様々な冊子を作っていたり、子供の学習に生かしていたりとか、いろんなことを現在でも活用されているなと思うんですけども。やはり、確かに条例でも、町民の文化向上に資するということが書かれているんですけども、やはり文化財に対して、町民が誇りを持つような、活用の仕方というのが一番いいのかな、今、課長の答弁の方で所有者管理者と、いろいろ交渉で許可をいただけるなら、プライバシーの問題もあるというふうに話をされたんですけども、期間限定とかそういったものでやっていくというお話でしたけれども、やはりあの天然記念物なんかは普通に見れるわけですよ、車から見れますし、人の敷地にあるものもあれば、敷地がない物も、自由に見学できるものもあると、町でもウォーキングアプリ「あるくと」で健康増進を図ったりとか、スポーツリンクの方で町外からいろんな方を呼んで、道の駅ピアチェーレからクオーレまで歩こうという、そういったウォーキングイベントが、コロナで外の活動というのが非常に活発になっておりますので、やはり、その期間限定でご自宅にあたり、敷地内にあるものはそれでもいいと思うんですけども、できればやっぱりそういうときに町内で、健康増進のためのそういった活動、又は、町外の方を呼んだウォーキング、やっぱりそういったところで、この文化財っていうのを、気軽に皆さんが、ここは町の文化財ですよ、これはこういう言われがありますよ、こういうふうなんですよっていう形でやはり町外の方も見る、観光資源の一つとして、文化財を活用していく。それで、やっぱりシダレザクラじゃないですけども、いろんな方が来るようになれば、町としてもその地域の一つとしても、これはこんなにたく

さんの人が見て、こうやって喜んでくれるんだと。そしたら、自分たちが守っていかないと、こうじゃないかっていう気分も高まると思うんですね、先ほどの答弁では、期間限定とかいうお話でしたけれども、やはりぜひ気軽に見えるようなところにあるものに関してはしっかりと所有者または管理者の方々と交渉して、そのウォーキングアプリの白川コースへ積極的に入れていく、また文化財巡りみたいなツアーなどを組んで、いろんな方に見ていただくような活用をぜひ検討していただきたいと思うんですけど、それについて考えをお聞かせください。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○ 教育課長 はい、先ほどの答弁の中でも説明させていただきましたが、文化財はやっぱり気軽に楽しめて、親しめる存在にしておくことが必要だという形に、私も思いますので、その部分でどういう形で、今のおっしゃった、気軽に見えるような所有者への交渉をしながら、いろんなことで活用していきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。次へ。

(6番 佐伯好典君)

○ 6番 はい、前向きな答弁で、是非皆さんが白川町の文化、歴史を気軽に感じられるような文化財になっていくといいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に参ります。現在、町の文化財は全て有形文化財ばかりなんです、町民の文化を守り伝えていくためには、やはり無形文化財についても指定をすることが必要ではないかと感じています。今まで文化財保護委員会が開かれていると思いますけどもその中で無形文化財の指定について議論されたり、候補が上がったりという事はなされているのか伺います。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○ 教育課長 無形文化財についてですが、議員も言われるように、現在のところ町には無形文化財・無形民俗文化財の指定・登録はございません。県内では、長良川の鵜飼、郡上おどり等があります。町内にも昔から伝わる四季の催事や風習などが残っています。切井の杵ふりおどりや上佐見有本や奥新田の獅子舞等は後世にも伝承すべきものと考えられます。ただし、無形文化財として指定・登録するには、過去から伝承されているというだけでは難しく、対象についての歴史や発祥経緯、意味合いや地域行事での重要度等について調査や検証資料の収集が必要になります。そのためには、教育委員会だけでなく、地域のご協力が非

常に重要になってきます。指定を申請される場合には、地域でも情報収集等をしていただいた上で、町としましても指定に向けた準備をいたしますのでご理解いただければと思います。なお、今まで、文化財保護審議会の中で、無形文化財指定について議論したことはございません。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。6番
(6番 佐伯好典君)

○ 6番 はい、結果として、審議会の中では無形文化財についての議論がなされてないということで、ちょっと残念ですけども、ハードルが高いということをおっしゃられたと思うんですけども、やはりその国の文化財や県の文化財となると、指定に対してのハードルっていうのは高いのかなと思うんですけども、やはり白川町の文化を伝えていくっていうところでは、確かにどれぐらい続いてきたかとか、いろんなその文化的な、あの歴史的な経緯っていうのは考慮すべきだとは思うんですけども。やはりそれよりも、白川町の文化を守っていくっていう面に関しては、やはり、多少ハードルを下げてください、しっかり守っていくことが必要ではないかなと感じます。今答弁に言われたように無形文化財に関しては杵ふりだったり、有本の獅子舞っていうのは地域の祭りに際して催されるものが多くて、このコロナで何年も今、お祭りが中止されてるんですね。やはり杵ふりも何年も中止されていて有志の方がちょっとだけやったりはしたことがあるんですけども、やはり、なかなかおっぴらにできない、そういった文化っていうのをしっかり継承していくためには、確かに、いろんな基準というものはあるのかもしれませんが、当然地元ともう少し協議をして、町から、これは素晴らしい文化なので、是非、無形文化財の候補にしたいんだと候補に上げて審議会の方で話をしてもらってという、やはり今度その有形は、大事に取っておけばずっと見れるんですけども無形文化財というのは本当にしっかりと受け継いでいかなければいつか消えてしまう。それが例えば、コロナでお祭りがなくなって、やらなかったらだんだん廃れてきたっていうのでは、あまりにも悲しいと思います。やはりそこはしっかりと町がリードしてあげて、そのいきなり指定ではなくて、地元との協議が必要だと思うんですけども。その中でまず、どういったものが候補になるだろうかっていうのを委員会の方で話をさせていただいて、その候補に挙がるものに関しては、町からそういった団体へですね、団体や保存会の方に話をし、そして、しっかりと文化財に指定して保護していくっていうところが必要だと思うので、そこら辺はハードル高さ云々よりかまはずは動き出して結局その歴史的な背景がなければ指定できませんでした。っていう形でもいいとは思いますが、やはり文

化を守るという視点においては、町がしっかりとそこら辺は考えて指定してあげてほしいなというふうに思いますので、まずその文化財、無形文化財について今まで話がなかったということなので、ぜひですね、次回近いうちに開催していただいて、町の文化財ピックアップしていただいて、話し合いを作っていただきたいなと思うんですけれどもその辺ちょっと答弁をお願いします。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。
(教育課長 大岩裕樹君)
- 教育課長 はい、今ご意見いただきました無形文化財につきましても文化財保護審議会の中で、協議事項の中に入れて検討していきたいと思います。よろしくお願います。
- 議長 再質問ありますか。6番
(6番 佐伯好典君)
- 6番 これで、質問は終わりますけれど、文化を伝える無形文化財っていうのは白川町の人となりって言うのは変ですけど、歴史やその生活、いろんなことを伝えるために必要だと思います。ほう葉寿司が、実は3月文化庁の100年フードに認定されたんですね。ほう葉寿司って飛騨地方いろいろあると思うんですけども、その100年フードの指定を受けたのが白川町だということで、これもやはりあの文化財に指定されるべきではないかなと僕は個人的に思うんですけども。これからも、有形だけでなく白川町の文化、またこうやって食を伝えるために、審議会の方でしっかりと白川町全体をくまなくいろいろ調査研究をして、文化財の指定にご尽力いただければと思います。それでは質問を終わります。
- 議長 6番 佐伯好典君お質問を終わります。
次、5番 田口守也君
(5番 田口守也君)
- 5番 議長さんの発言の許可をいただきましたので、私は農園付コテージについてご質問をいたします。農園付コテージは、国の元気な地域づくり交付金を活用されて、都市と農村交流促進施設、自川町農園付コテージとして、平成19年度に建設が始まりました。農村への定住や交流活動による地域の活性化を図り、元気な農村を創造する方法として、久室地区にも5棟が建てられ、そのうち4棟は最初からの方が継続して入居されておられます。既に14年になります。当初の利用料金は年額で75万6,000円でしたが、現在は少し下げられているようですが、そこで、現在のコテージ利用料金と、下げられた理由、そして、14年も継続して利用されると随分多額の費用になると思われませんが、例えば、久室地区のコテージで14年間使用された方のトータルの利用料金をお

伺いたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、それでは5番田口議員の質問にお答えいたします。農園付きコテージについては、ご質問の久室団地については平成19年度、その前年の平成18年度に中屋、須崎、柳島団地に合計9棟、平成20年度には鱒淵団地5棟をそれぞれ整備をして、農村と都市との交流施設として、余暇に田舎暮らしをするヨーロッパ・ドイツの「クラインガルデン」を模した取り組みを行って参りました。コテージの利用者は、農業体験やお祭りなどの地域の行事に参加され、田舎暮らしを楽しみ、受け入れる地域の方は、交流活動を通じて地域の誇りを再認識することで、地域の活性化に繋げるものです。当時、事業を始めた農林商工課では、コテージをモデル住宅として住んでもらい、本町に住みたいと希望する入居者の新築住宅に繋げることも視野に入れておりました。実際には長く利用していただく方が多くみえまして、現在19棟のコテージのうち、18棟が利用されておりますが、そのうち建設当時から同じ方が利用しているコテージは全部で7棟となっております。これは地域の方との深い交流により、利用者との絆が培われ、長く利用いただいているものと推察いたします。使用料のご質問についてお答えいたします。久室団地で当初から入居されている方の14年間の使用料は、トータル973万3,000円となります。これは、平成20年度から平成29年度までの10年間は月額63,000円、平成30年度から令和3年度までの4年間は月額53,000円となっております。なお、このトータル金額は、月額63,000円の10年間には、地域振興券5千円分を毎月交付しており、その分は金額に加味しておりません。また、令和2年度の5ヶ月、令和3年度の2ヶ月については、コロナウイルス感染症により、本町への訪問を自粛いただいたため使用料の減免を行っており、その金額は差し引いております。使用料の額を下げた理由ですが、コテージの建設から10年を経過しており、新築当初と比較して価値の減少がありますので、平成30年度から63,000円を改め、53,000円としております。現在の農園付きコテージの活用については、移住や関係人口の創出といった施策を進めるため、令和2年度からは事業の所管課を農林課から企画課へ移管しました。また、今年度からは移住交流サポートセンターに指定管理をお願いしており、施設の維持管理をお願いする中で、建物の状況、経過する年数から、令和4年度の利用料を月額50,000円に改めて事業を行っております。以上答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。5番

(5番 田口守也君)

- 5 番 大変丁寧にご説明頂きまして、ありがとうございます。現在の金額は60万円ということで下げられておりますが、住んでみえる方から、ボイラーの追い炊き機能がついてないとか、それから隙間風が入るとか、そして、ありがたってくるとか、冬場はとっても寒いというような苦情もたくさんいただいております。下げられたのもやむを得ないとは思いますが、14年間のトータル金額ということで973万3,000円というお答えをいただきましたが、大変多額な費用を出しておられるわけですが、それに伴いましてですね。そこに住んでみえる入居者の方へのさらなる優遇措置をなされないかということで、お伺いをいたします。定住や交流活動による地域の活性化を図るために今申されましたように、当時は地域の皆さんとの交流会が頻繁に行われていました。例えば、とうもろこし苗植え付け体験とか、収穫体験、農業指導、道路河川の清掃作業、更には、花見交流会など盛んに交流がなされていまして。入居者の方々も大変楽しんでみえたと思いますが、最近は今申し上げましたようにですね、ボイラーが古くなって湯が出ないとか、すきま風が入るとかの苦情が多く寄せられるようになってきました。近年は、今ありましたように、コテージの利用料金は下げられておりますが、例えば、10年以上利用された方には、更なる優遇措置として、譲渡されるお考えはないか、お伺いをいたします。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

- 企画課長 はい、農園付コテージの目的には、移住定住のお試し住宅として多くの方に田舎暮らしを体験するという役割がありますが、現在入居されている方の気持ちとしてはできるだけ長く利用したいという方がほとんどだと思います。その中で譲渡、購入を希望される方はどのくらいあるかは不明ですが、そのような希望があれば、農園付コテージの活用について、一定の役割を果たしたと判断するときに譲渡も可能かと考えます。町としては今年度よりサポートセンターに指定管理をお願いしましたので、今まで以上に地域の方や、入居者の声を拾っていただき、コテージの有益な利用、環境整備などを進めていただくこととしております。また、コテージの経年劣化による不具合のご指摘がありました。建築から15年を経過しようとする時期であり、修繕や機器の更新は当然必要となります。サポートセンターではボイラーなど機器の更新や外壁の塗装などを計画的に行っていくという予定でございます。一度に多くのコテージの改修は難しいですけれども、徐々に対応してまいりたいと思います。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 田口守也君)

- 5 番 ありがとうございます。やはり、コテージと、自分の持ち家では、家に対する思いがずいぶん違うと思いますので、持家となれば、好きなように改造もできますし、楽しさも倍増するのではないかと思います。そういったことで多くの地域の方との交流も増え、定住されることに繋がればと思います。地域の活性化を図る目的で建設されたので、更なる譲渡のご検討をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、農園付コテージの管理運営委託についての質問に移らせていただきます。昨年までのコテージ運営委託業務は、営農組合が行っておりまして、地域内の環境整備に関する業務は、草刈りとか建物周辺の清掃作業をされております。農業指導に関する業務は、先程もいいましたように、苗の移植体験、収穫体験農業体験などであります。入居者との交流に関する業務は、夏祭りとか自治会行事への参加などありますが、本年度から先ほど言われましたように、管理を営農組合からサポートセンターに移されました。営農組合によっては戸惑いもあるようですが、その理由についてお伺いをいたします。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)

- 企画課長 はい、管理運営委託についてですが、昨年度までは町と入居者が賃貸契約を行いましてコテージの使用料を町へ納付をいただいております。町はその財源によりコテージの周辺管理と交流事業を、地元の営農組合管理組合へ委託をして管理運営をしておりました。今年度からは町は移住交流サポートセンターを指定管理者として定め、サポートセンターと入居者が直接賃貸契約を行い使用料についてもサポートセンターへ納付してもらうこととしております。ただし、コテージの周辺の維持管理は、引き続き地元営農組合、管理組合がサポートセンターから委託を受けて行っていただきます。委託する内容は従来と変わりませんが1棟あたり一律の単価ではなく1団地あたり基本10万円と作業にかかった手当や交流事業の経費を実績に応じて支払うものとなっております。サポートセンターの移住定住という関係人口の増の施策に特化した活動を行います一般社団法人です。移住相談、空き家相談の業務を担うほか、最近はグリーンツーリズムの取り組みにも力を入れており、本町への人の流れをつくるということで持続可能なまち作りを進めています。農園付コテージの活用は、単に別荘としての利用にとどまらず、地域の方と入居者が程よい距離感を持って共同で作り上げるものと思います。サポートセンターが指定管理を行うことでより一層の活用と、良好な維持管理ができると思いますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(5番 田口守也君)
- 5 番 ありがとうございます。実際の業務は、営農組合が行うわけですので、10万円ということで大変戸惑いをされてみえますが、業務をすれば、書類に記帳して提出ということで、その割の金額が入るということで、いいかと思いますが草刈りとか、地域交流とかのこともありますので、部分的に金額を教えていただければありがたいと思います。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、一団地あたり10万円というのを基本にさせていただきまして、あと、草刈り作業等の作業の手当、それから、交流事業等の経費ということでお話をさせていただきました。単価につきましては、今、お答えができません。申し訳ございませんが手当につきましては、一時間当たり幾らというような形で進めたいと聞いております。前はですね、一団地あたり1棟当たり15万円という金額で1律でございました。長年委託を続けている間に、作業内容や、委託の交流活動についても、各団地の取り組みがさまざまになってまいりました。そういったところから、今回サポートセンターに委託をするに当たりまして実績に応じた支払いという形でさせていただいております。決して、経費を節減するためということではなくそういった交流活動をどんどん進めていただいて、地域が潤って活動していただけるということが目的ですので、その活動に応じたあの手当、委託契約ということになっておりますのでご理解いただきたいと思います。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(5番 田口守也君)
- 5 番 ありません。ありがとうございます。今後もですね、長く地域に住んでいただきたいと思いますので、草刈りとか交流会などはですね、引き続き行われますように、ご指導いただければ大変ありがたいと思います。以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。
- 議 長 5番田口守也君の質問を終わります。
次、2番 杉山哉史君
(2番 杉山哉史君)
- 2 番 それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回、私は、地域公共交通おでかけしらかわについて質問させていただきます。本町の公共交通は平成28年路線バスの町内全域での運行が困難になったことから、地域毎に検討部会を設け、おでかけしらかわの施行運転が開始され

ました。その後、検討を重ね、平成30年に今後の地域公共交通の在り方を示す地域公共交通網形成計画が策定され、現在の路線バス2路線と、地域ごとのデマンドバスによるおでかけしらかわの体制が確立されています。自家用車を持たない高齢者、とりわけ独居や高齢者世帯の方にとっては、ほぼ、ドア・ツー・ドアで利用できるおでかけしらかわは、日常生活に欠かせない移動手段であり、多くの感謝の声が寄せられています。また、駅までの送迎を余儀なくされていた高校生を持つ家庭にとっても、朝晩の送迎の必要がなくなり、大きな負担軽減となっています。このように広大な町域の本町にとって、おでかけしらかわが、将来にわたって欠かすことのできない重要な住民サービスであることはいまでもありません。一方で、この地域公共交通、おでかけしらかわにかかる費用は事業の開始以来、年々増加し、今年度の予算額は約1億5,000万円となっており、将来に向けた負担増加を心配するところでもあります。おでかけしらかわが将来にわたって持続可能な事業であるためには、より一層の運営体制の整備や、事業の効率化、経費の節減等が必要であると考え、この事業の現状や課題、将来の見通し等について質問をさせていただきます。1点目です。初めに現在のおでかけしらかわの運行体制や利用状況と事業の概要について簡潔にご説明ください。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、それでは2番杉山議員の質問に答えさせていただきます。5年目を迎えました、白川町コミュニティバスおでかけしらかわ、東白川は県道国道の2路線を、定時運行する濃飛乗合自動車の路線バス等町内5地区を巡回するデマンドバス。これは10人乗りのワゴン車です。各1台を配置しておりますが、これは予約制で運行するものですが、これを組み合わせて、町内全域を移動できる仕組みとしております。特に高校生の通学については小中学校のスクールバスも活用しながら、JR接続便として駅まで送迎運行をしています。また現在病院への通院についても、公共交通の大切な役割として、病院独自で運行しているバスを今年の10月を目処に、公共交通で送迎ができるよう調整を進めております。この公共交通町営バスの運行管理については濃飛バス運行以外を大新東株式会社に委託しており町民の方が、デマンドバスを利用する場合は、白川バスセンターへ電話予約することで、町内どこからでも乗ることができます。利用状況についてですが、令和元年度の利用者につきまして、濃飛バス、デマンドバス含めて、年間で延べ4万7,701人、一日平均134人です。コロナ禍で利用が減った令和2年度は延べ3万5,348人、一日平均100人になります。令和3年度は延べ4万2,460人、一日平均120人の方が利用

されております。完結な説明となりましたが、以上でございます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(2番 杉山哉史君)
- 2番 再質問はありません。次の質問に入ります。2点目です。おでかけしらかわの利用対象者、特に、高齢者の利用対象者に対する利用の割合はまだまだ低いのではないかと思います。今後の利用者増加に向けた対策についてどのようにお考えでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、利用者増加対策という事ですけれど、自家用車を持たない高齢者の割合は今後増えていくということは周知の通りです。公共交通おでかけしらかわへの依存度は高くなると思います。しかし、ご指摘の通り家族や親類など送迎をお願いする高齢者はまだまだ多くありまして、お出かけしらかわを利用しようと思う方は少ないのが現状です。高齢者が利用されます。病院の送迎バスについてですが、昨年5月に大賀医院の送迎バスの統合、10月には白川病院の送迎バスの一部を統合して、これまで公共交通を利用しなかった方が利用することになりました。デマンドバスの予約を受けるバスセンターへ現在のデマンドバスの利用者数を確認をしたところ、昨年の10月から今年の3月までの半年間で実人員で407人、これは高校生を含まずの数字ですが、407人の利用がありました。利用者の多くが75歳以上であると想定をいたしますと本町の75歳以上の人口の約2割程度の方が利用されているということになります。参考数値ではありますが、高齢者の利用はまだまだ少ないと思われま。病院バスからの利用者の意向を図るほかに、時刻表や利用方法の指導パンフレットがありますけども、地区ごとに買い物や通院で利用する乗り方の例を示したわかりやすいパンフレットの作成を考えております。さらには、広報しらかわや、ケーブルテレビを活用して、利用者へ周知を図ってまいりたいと思っております。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(2番 杉山哉史君)
- 2番 実人員で407人、75歳以上の約2割というお話でしたが、やはりまだまだ周知の必要性を感じるころです。今、広報しらかわや、ケーブルテレビを通じてというお話もありましたが、一般的に高齢者の感覚として、おでかけしらかわはどうやって使うやろうって、なかなか分からない、なじみが薄い、それから路線バスとデマンドバスの乗り継ぎもあるというようなこともあって、分かりにくい、面倒くさいということもあると思います。広報しらかわとか、

ケーブルテレビ、あるいはパンフレットによる周知というのは、なかなかそれを見て聞いて、じゃあ利用しようって思える方は少ないと思います。利用の拡大の方法の一つとして、地域の民生委員の方、あるいはケアマネージャーの方そういった方達を利用した、口コミによる周知、利用の仕方の説明、そういったことをマンツーマンで口コミで行っていくことによって、利用者の拡大を図っていくということも必要であると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、この周知の方法につきましては今言った広報、それからケーブルテレビであります。今の民生委員さん、あるいはケアマネージャーさん、そういった方の口コミというのが一番効果的であるかなと今感じました。進め方としては、まずはケアマネージャーさん、民生委員さんにこういったシステムですということを知っていただくということになりますので、そこからご説明をいたしまして、機会を設けてですね、おでかけしらかわの利用方法についてご教示していただくようお願いしたいと思っております。あと、ケーブルテレビで利用の方法については実際に職員がですね、予約をして、乗って、バスの乗り継ぎをするというようなこともデモでご紹介したいと思っておりますので、あわせて広報していきたいと思っております。以上です。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 はい、利用者はこれから増加していくことは、間違いないと思っておりますが現在聞くところによりますとそれぞれの地区に配置をしておりますデマンドバスが動いている時間がかなり長く、いっぱいいっぱい十分動いておるという話を聞きます。利用者が増えれば、バスが足りないということで、またバスを増やす必要というのとも出てくると思っておりますが、それまでにはまだまだ、運行に対する工夫があると思っております。現在は、電話予約で、ドア・ツー・ドアで家まで迎えに行って病院、あるいは商店へ送迎をするということを行っておりますが、データから見ても、おそらく一度走った車両の乗車人員っていうのは、1人ないしは2人程度ではないかと思っております。10人乗りのバスなので、まだまだ利用者のデータをよく分析すれば、もっと効率的な運行、地区の回り方などによって、利用者の増加に十分対応はしていけると思っておりますがそういった運行のデータ分析それによる利用の効率化ということについてどのようにお考えでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

- 企画課長 はい、この利用の検討につきましては、活性化協議会というのがございます。ここでは、先ほどからお話がありました地域公共交通網形成計画というものを定めることになっておりますけども、こちらで検討して定めることになっております。ここでは利用者の声を聞きながら、少しずつ毎年改善を行うという作業を行っております。先ほどの1台あたりの人員が少ないということは懸念される事項ですので、その点ですね、路線が増えるということではなく、1台当たりの利用者の数を増やすということから、ある程度のデマンドのですね、日程調整あるいは時間調整というものも必要かなということを思っております。こういった調整の方法をこの、活性化協議会の中で検討してまいりまして来年の4月からの新しい形成計画の中にも反映させていただこうと考えております。
- 議長 答弁が終わりました。ここで、午後1時から再開します。休憩します。(午後0時02分)
- 議長 再開します。3問目からお願いします。(午後1時00分)
- 2番 それでは、一般質問を続けさせていただきます。3つ目の質問です。お出かけしらかわの元となる、地域公共交通網形成計画は平成30年に策定され、今年度までの5ヶ年の計画となっており、今年度新たな計画を立てることとなると思いますがこれまでの成果や課題について、どのように評価、検証しておられるでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、地域公共交通網形成計画は、白川町と東白川村の両町村の公共交通の維持と利用促進を図るため、白川・東白川地域公共交通活性化協議会にて定める計画です。今年度末までの5年間の計画となっており、この計画に基づき、おでかけしらかわ・ひがししらかわの運行を行って参りました。その成果としては、まず幹線を担う濃飛バスについては、運転士に限られる中、路線を2つに絞られたことで運行時間の拡大、増便、休日運行が可能となったことが挙げられます。デマンドバスについては、町内全域で利用できる環境が整備でき、公共交通の空白地域が無くなったことが大きな成果と考えます。課題はまだ多く、デマンドバスは予約が必要ですが、その手間がかかる、利用方法がわかりにくいといったイメージにより、今ひとつ利用者が増えないことがあります。また、利用の際には、バスの乗り継ぎが必要な場合もあることから、面倒という意見もいただいております。運営する側としては、運転士の確保を含めて今後の事業者への委託方法や、維持管理の経費節減が大きな課題であると認識しております。町内どの地域からも、ほぼ自宅前で乗り降りができる

ようになり、バス停が遠くて

利用できなかった人も利用することができるようになりました。同じく、町内全域の高校生が通学に公共交通を利用できるようになり、保護者の送迎にかかる負担が減りました。総体的な評価は高く、成果もあったと思いますが、新しく作成する、今年度、利用者の懇談会やアンケート調査を実施しますので、いただいた意見を参考に、しっかりと評価・検証を行って、改善と更なるサービス向上に努めたいと思います。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番
(2番 杉山哉史君)
- 2番 成果としては、町内の空白地域がなくなったこと、あるいは、高校生の送迎の負担が少なくなったことなど、誰もが感じる町内全域に公共交通ができたということで、大きな成果だと思います。おそらく今話を聞いていると、課題は今の運行形態の中で、もう少しきめ細かな運行をしてかなきゃいけない、その上で、経費を節減していかなくちゃいけないということだと思いますけども、まず、濃飛バスは路線が減って運行が拡大でき、休日の運行が可能になったという話でしたが、データを見ますと、中央線は利用者がおそらく1日当たり15人程度ということは、1便当たり約1人じゃないかと思います。中央線が走っている地域というのは、デマンドバスも並行して走っておって、中央線に繋ぐという計画もあったようですけども、先ほどの答弁にもあったように、なかなか不便ということもあって、その利用の仕方、運行形態を検討していく必要があるのではないかと思います。濃飛バスにかかる費用、補助金として濃飛バスに交付している費用は、中央線の補助金として約2,100万円ではないかと思います。この費用を考えると将来的には、濃飛バスは東白川線も含めてですけども、濃飛バスからデマンドバスに変えていくということが、きめ細かなサービスと経費の節減には必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、今の白川中央線の改善ということ、濃飛バスからデマンドバスへ切り換えということでお話をいただきました。現在の白川中央線の運行の状況ですけども、土日は休んでいるということになります。主に三川のマツオカから、道の駅よいいちへの運行をメインに行っているということです。昨年10月から病院バスを一部統合したということで、黒川へ一部行くことになりました。往復それぞれ2便ずつ、黒川へ行くということになっておりまして、こちらの、利用される方は、以前と比べると少し増えている状況がうかがえております。ご指摘の通り、やはり、下油井駅から、よいいちの利用というのはかなり少な

いということと、デマンドが重複するということがございました。今度、活性化協議会がございますが、そちらにも現状把握をして、改善をしたいということで議題に上げようというふうに考えております。少しずつですけども、現状分析しながら、改善するという方向で考えていきたいと思っております。なかなかいきなり、濃飛バスからデマンドバスに切り替えるということは、運行管理の安全性とかそういった体制がまだまだできない状況ですので、そういったところが十分可能であれば、そういったことも考えられるかなというふうに考えております。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 病院バスを、今度は佐見、蘇原も統合して、町内全域おでかけしらかわと統合するということですけども、これは町内全体の効率化を考えても大きなことだと思って評価をするところです。そういう中で、例えば佐見地域においては、今、特例なのかどうかはわかりませんが、お出かけしらかわが金山の方まで走って、金山の医療機関ですとか、商店、スーパーへの利用があると聞いておりますけども、佐見から病院バスを統合した折には、ぜひとも佐見地域の人にも、病院を経由して白川町内の商店を利用するようなルートも検討して、おでかけしらかわが町内の経済の活性化にも少し繋がっていけばいいのかなと思っておりますのでその辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 佐見地区の運行につきまして、今年の10月を目標に、白川病院のバスを公共交通に統一するという調整をさせていただいております。地元の利用者の方にもご理解いただくということで、説明会なども何回か行いまして、今、調整段階に入ったということです。佐見地区の方については、生活の一部で、お買い物については隣の市へ行かれるというような現状がございまして、現在もお出かけしらかわを利用されて使っている。料金につきましては、町内利用されるよりは、高くはなっておりますけども、そういった需要に応えるということで運行しております。今回、病院バスが、統一されるということで、白川病院への通院の時に、ついでに、お買い物については、三川であったり、その他町内のところまでできるということになりますので、そういったこともお話をさせていただいて、町内の利用ということで進めておる状況でございます。できたらそういう形です、町内を巡回し、町内でお買い物していただくという形をご利用いただけるように方向を持ってこうと思っております。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

- 2 番 ぜひと、佐見地区だけでなく、他の路線についても町内での経済活動の活性化に対しても効果が上がるような計画を立てていただきたいと思います。先ほどの答弁の中でもう1点質問いたします。デマンドバスの安全性の確保について、濃飛バスからデマンドバスへの移行は、すぐにはなかなか難しい、安全性の確保の面もあるというお話がありましたけれども、デマンドバスの安全性の確保について、現状の課題と対策はどのようなのでしょうか。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

- 企画課長 はい、デマンドバスの運行の状況につきましては、これで5年目ということで、運転手の方も地元の方でしていただいております。かなり運転技術も上がってきたということがございますが、なかなか元々のプロということでございませんで、毎年の研修をやっていただいている状況です。濃飛バスにつきましては、運行管理の面ではしっかり当然やっていただいているということで、その辺のノウハウを現在の大新東も引き継ぎをしております、運転手の技術の向上とか、安全な運行管理という点では、毎日欠かさずやっていただいている状況です。また運転手の方は、ちょっと高齢化も進んでおりますので、なかなか運転手のなり手が無いという状況が課題でございませんで、そういったところも何とか人材をですね確保しながら、継続していきたいというふうに考えております。課題はたくさんございませんで、少しずつですけれども地域の足として運転手の方も自覚していただき、安全な運行に努めておるということで、今現在進んでおるという状況でございませんで。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

- 2 番 再質問はございませんで。公共交通の第1には安全性の確保だと思いますので、今後もさらなる安全性の確保に努めていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。今までの質問の答弁の中にも重複するところがございませんで、最後の質問です。このおでかけしらかわの事業に要する費用は年々増加し、今年度の予算額は約1億5,000万円余りとなっております。将来に向けた負担増加を心配するところでもあります。本町の財政の状況や、他の事業とのバランスも考慮すると、この事業に費やす費用にも限りがあると思ひませんで、将来的な事業費の適正規模についてどの程度とお考えでしょうか。また、そのための方策についてはどのようにお考えでしょうか。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

- 企画課長 はい、事業費の適正規模と対策という事でございます。おでかけしらかわ、ひがししらかわの運行経費は、令和元年度決算額で1億1,000万円。令和2年度決算額では、1億2,600万円。令和3年度決算額では、1億3,400万円と、いずれも1億を越す事業費となっております。今年度の予算額1億5,000万円の経費には、病院バスやスクールバスの運行距離の増による部分も含まれており費用が増大となっております。今年10月には、白川病院の送迎バスの佐見線と蘇原線を公共交通に統合することを予定しており、これをもって医療機関による町内の送迎バスは、全て公共交通に置き換わることとなります。統合以降は、利用目的の大半を占める通院、通学、買物といった移動が全て公共交通で賄うことができるようになるため、現在の運行経費がピークであるというふうに考えています。今後は、課題となっている利用者の増加、利便性の向上を図る中、運行の状況に合わせ合理化を進めて、運行経費の節減に努めたいと考えております。以上でございます。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(2番 杉山哉史君)
- 2番 はい、今年度の予算額である1億5,000万円程度が、この公共交通に関わる費用のピークと考えておるということでした。今年度1億5,000万円ですので、これがピークということなら、ぜひ、それを実現していただきたいと思いますが、ただ、これがピークと考えるのではなく、先ほどの質問などにもありましたように、すぐにといいわけにはいかなくても、濃飛バスからデマンドバスへの移行でありますとか、これから利用者が増えても台数を増やさない効率的な運行でありますとか、そういったことも含めて、利用者が増えれば、運賃も増えるとの事なので利用者を増やししながら、今の規模を維持して、利便性を図るといふことに全力を尽くしていただきたいと思いますが、更なる経費の削減については、どのようにお考えでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、先ほどちょっとお話をさせていただきました1台あたりの乗客の数を増やして、便数を増やさないというふうな取り組みのところになりますが、高校生の通学以外の、通院であったり、買い物については、ある程度時間が決まって利用されるということがデータの的に分かってまいりまして、そこへ便を集中させる。乗らない便は減らすということで利用者には相乗りをお願いする訳ですが、そういった利用の方法で少しでも経費を削減したらどうかな、というふうに考えております。それによって突然の利用のサービスがなくなるということもいけませんので、合わせて町営のタクシーのようなものも検討したら

どうかと、タクシーについては、料金は少し高めになりますが、ビジターであったり、急な用で必要な方には、そういったタクシーもあるよという形で整備をしていったらどうかと計画を持っております。以上であります。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2番 ありがとうございます。今日、答弁でいただいたようなことをぜひ実行していただいて、絶対必要なおでかけしらかわですので、更なる町民の利便性の向上と、経費の節減に努めていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○ 議長 2番 杉山哉史君の質問を終わります。

次、3番 伊佐治優君

(3番 伊佐治優君)

○ 3番 それでは、すみません。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。まず1番目としまして、防災体制についてということでございます。地球規模の気候変動により、9月に秋雨前線と台風による豪雨で起こっていた災害が、ここ数年7月に豪雨災害の恐れが増してきています。西日本豪雨、熊本県豪雨など多くの方が豪雨により犠牲になってお見えになります。白川町では平成30年以降毎年のように飛騨川の増水や、その影響による白川、河岐地区の増水・浸水被害が出ております。一昨年には、白川町の浸水が全国的にテレビ報道され、河岐地区では当時の建設大臣の主導により護岸工事が実施されることになり、準備が進められ、先月には住民説明会があり、事業の推進が確認されています。国や県からは1,000分の1年確立雨量の水位のハザードマップが示されるなど、大雨と洪水に対して様々な情報が示されています。国は令和3年5月後半から避難情報を改正し、それまでの避難準備、避難勧告を廃止し、初期の段階での避難を進めています。先日、蘇原地区で防災の講話を総務課の防災担当にいただきましたが、避難情報改正内容について、丁寧にお話いただき、改めてこれからの避難について考えさせられる思いがありました。国の避難情報に関するガイドラインでは、住民は自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるように示し、自治体の避難情報や防災気象情報を基に自ら避難の判断をすることを求めています。ご近所である班や自治会など身近な地域での防災訓練や避難計画策定も当然必要ですし、安全な避難所や避難ルートの確保が大切になってくると思います。そんな、現状において次の事をお尋ねいたします。白川町の浸水区域と避難所の関係を見ますと指定避難所、指定緊急避難所がイエローゾーン区域に設けられている所もあるように思います。イエローゾーンにある避難所、避難対応についてどの

ように考えているかお尋ねいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 現在白川町では、19の指定避難所と、51の指定緊急避難場所を設けています。一部重複していますが、指定避難所と指定緊急避難場所の違いは、大きく言うと一時的な避難の場所が指定緊急避難場所、備蓄品や救援物資の対応があり、長期的な避難が可能な場所が指定避難所となります。議員ご指摘のとおり、町が指定する避難所の中にはイエローゾーン内に入っている施設がいくつかあります。地域に指定できる避難所がなく、防災工事が施されていることからイエローゾーン内であっても避難できる施設として認めているものや、一部だけがかかっている施設、また、以前はイエローゾーンの指定内ではなかったものが、3年前の見直しで新たにイエローゾーンの指定を受けてしまったため、イエローゾーン内に入ってしまったものもあります。避難場所の利用は、災害の種類によってその利用区分を分けており、河川の氾濫、土砂災害、地震によって使える施設と使えない施設を分けています。つまり、イエローゾーン内であっても、地震の後の一時的な避難だけなら可能といった施設もありますので、ただちにイエローゾーン内にある施設がすべて危険であり、使えない施設というわけではありません。今回の、議員のご質問の趣旨は、この違いを町民の人が正しく理解しているかということであろうかと思いますが、実は町としてもそのことを以前から心配しているところです。イエローゾーン内にある施設の自治会長さんには、以前に施設の使い分けの説明はしてありますが、自治会長さんは毎年交替されており、引継ぎが正しく行われているかも心配されるところです。各家庭で今一度、災害の種別に応じて、自宅が危険な場所にあるのか、ないのか、また危険な場合には、どこへ避難をすれば良いかを確認していただくよう、くどいといわれるぐらい周知を徹底していきたいと考えている所でございます。難を避けることは、公民館などの避難場所へ行くことだけではないということの周知も合わせて行い、親戚や知人宅なども含めて安全な場所へ早めに避難ができるよう、町としては気象情報や避難情報を迅速に発信するよう努めてまいります。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

○ 3 番 はい、ありがとうございます。イエローゾーンに限らずでございますけども、見直しにより、先ほど言われたように、今までセーフやったところが、いきなりイエローゾーンや、浸水区域になるということが出てきましたので、確かに避難所に対しては、なかなか対応が難しいなというふうに思いますけども、前

回、先ほど言いました蘇原地区で、このようなチラシをいただきまして、ホームページを見れば分かるんですけども、うちの近所にもありますけど、お年寄りの家庭ではなかなかそういう機会がないので、何かそういう広報的なことも含めて対処するような予定はないかお聞きしたいと思います。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、やはり一番大事なことは、それぞれが自分の事として考えていただくことであろうと思っております。先ほども答弁の中で少し触れましたけれども、今年度から防災訓練といったものを各自治会で行っていただくよう奨励しておりますので、ぜひ自治会の中で実際に避難所が自分たちの住んでいる場所にあつてそこが適しているかどうか、そんなことの確認もしていただいて、必要に応じて見直しを行い、どこに避難をすることがいいのか、どういった避難が正しく避難できる方法なのか、町としても一緒になって検討していきたいと考えております。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3 番 ないです。
- 議 長 では、次へ。
(3番 伊佐治優君)
- 3 番 はい、ありがとうございました。それでは続いてでございますが、改正になった避難情報の推奨値の実態としまして、最近外国から労働者の方が白川町にもう多数おみえになるように思います。その人たちへの防災内容の周知、対応はどのようにされているかお尋ねをさせていただきます。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 現在、町内では、17の事業所で123名の外国人の方が働いておられます。今のところ、町としては外国人労働者の方の防災対応は、事業所の方にそれぞれお任せをしているという状況です。今年からお勤めいただいている、防災アドバイザーに、現在、外国籍の労働者の多い事業所に出向いていただいて、外国人の方の防災に関する状況を確認するとともに、要望等について聞き取りをしていただいているところです。あわせて、スマホを活用して、外国人のための減災のポイントを知ることができるサイトなどについても紹介いただいています。まずは、こうした情報を取りまとめた上で、どういった支援が必要か、どういった支援ができるかについて、有効策を検討していきたいと思っています。避難指示などの緊急情報について、翻訳アプリを活用することで周知できないか、など、伝達方法についても、現在対応を検討中です。地域の防災

訓練に外国人の方にも参加してもらうなど、地域でも支援の輪を広げていただきますよう、この場をお借りしてお願いいたします。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 3番 ないです。

○ 議長 では、次へ。

(3番 伊佐治優君)

○ 3番 ここ数十年白川町の茶業は、お茶需要の低迷で販売及び生葉の価格が低迷し、茶生産組合の経営状況が悪化してきており、お茶農家の離農やそれに伴う茶園の荒廃が止まらない現状です。今年は、3月中旬から4月の気温が高くお茶の成長に期待した矢先の、5月大型連休中に霜の被害が発生し、白川町内で標高の高い所や東白川村ではかなりの被害が出たように聞いております。そんな中で白北、中野、三川の組合では順調生育し摘採が出来たと思います。どの組合も生葉の集荷量が少なく工場の稼働日数を抑え経費の削減に努めてみえますが、広野茶生産組合は今期で解散するなど、厳しい現状が垣間見られます。さて、改めて新年度予算の町長説明では茶生産組合の体制整備や販路拡大、農地の荒廃防止に取り組むと申されております。現状では、茶農家の減少により生葉の集荷量が減少し、荒茶の売上が減り組合経営が厳しくなっている現状です。経営の厳しさはどの組合にも共通の問題であり、以前からの課題である生産組合の統合か、茶の加工工場のみ統合し共同で荒茶加工を行い、組合経営はそのまま行うのか、最終の製茶工程までできる工場にするのか等、検討する項目はたくさんあると思いますが、各組合が存続していく時間は残り少ないような状況でございます。また、茶農家の後継者の不足は顕著であり、これを補うために共同管理や機械化を進めてきておりますが、これも厳しい状況は変わりありません。茶工場の稼働には、オペレーターの重要性はもちろんです。荒茶製造後の機械の掃除、点検、荒茶製品の管理等多数の人出が必要となります。深夜勤務となる事も多々あり、労働条件は厳しいものがあります。今年度より、白川ワークドット協同組合が動き始め、これを利用した、茶園管理や工場の操業など将来に向けた検討課題と考えます。昨年度の宇津尾茶生産組合の設備更新も結果として叶わず、中核組合としての位置づけにならず残念に思えます。こんな茶業の状況ですが、次のことについて質問します。1つとして、茶組合の統合について、早期に検討する課題ですが行政や茶業振興会はどのような考えをお持ちかお尋ねします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 藤井寿弘君)

○ 農林課長 はい、それでは伊佐治議員の茶組合の統合についての質問にお答えいたしま

す。高齢化や茶価格の低迷によるお茶農家の減少、それに伴う生葉集荷量の減少など、各茶生産組合における課題は議員ご指摘のとおりでございます。ここで、今年が一番茶の共販状況について、まだ確定前の数字ではございますが、お知らせします。町内分についてですが、数量は12トンで前年比70%、金額は3,293万円で前年比84%、平均単価は2,749円で前年比120%となっています。各町内工場でそれぞれ前年より数量が減っている中、唯一中野製茶組合では、数量は前年比102%、金額は前年比114%と前年を超えており、町内の全ての茶組合が減少しているわけではございません。しかし、平成24年から令和3年まで10年間の茶生産組合の状況を見てみますと、全体で茶園面積が39.3ヘクタール減少、これは40%の減少になります。受入生葉量が174トンの減少、47%の減少となっており、急速に茶農家の減少が進んでおります。これまで町では、国、県の事業を活用するなどして、各茶工場の機械や、乗用摘採機等の茶生産機械の導入更新、茶園の再造成を支援してきましたが、長引くリーフ茶の需要低迷もあり、結果として白川茶生産の減少を食い止めることは難しい現状です。議員ご質問の茶組合の統合についてですが、令和2年度に町内の茶生産組合長の皆さん方が白川茶産地構造改革について検討され、将来的には現在の8組合の継続ではなく、いくつかの核となる工場に加工体制を統合することの必要性が確認されましたが、その後の具体的な検討はなされておられません。町としましては、白川茶産地を継続していくため、茶業振興会、各茶生産組合と、今まで以上に協議していく必要があると考えておりますし、また、お茶を生産しなくなった茶畑が急速に増えている中、その対応も検討したいと考えております。以上答弁といたします。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

○ 3番 はい、言葉では簡単に統合って言いますけど、それに向けたハードルはかなり高いものがあるというのは重々承知しております。それも含めまして、今まで以上に、行政がお茶に関わっていただく時間というか、手間を増やしていただきたいなというお願いなんですけど、正直、組合長さん達の中では、ある程度話がわかってはみえますけども、各組合に帰ってからのお話が広がっていかないというようなことから、今の継続ができないという組合が出てきたということも若干思います。そんなことなんですけども、行政におんぶに抱っこではいけないのですが、茶業振興会含めまして、より一層関与を深めていただきたいですし、それこそ本当に先ほど言いましたように、統合するのかどうかするというプランを早期に決めていただいて、考えをお示しいただきたいと思っておりますけども、各組合の組合長にお願いになるかもしれませんが、もう一度各組

合へ戻って、皆さんの意見を吸い上げるというような事をですね、茶業振興会を通じて、行政の方から強くお願いをさせていただいてですね2、3年のうちに何とかならないかな、というような思いがございますけども、そんな関与をお願いしたいと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 藤井寿弘君)
- 農林課長 はい、まったくその通りだと思います。以前、構造改革ということは、組長さん方で話をされておられますけども、この具体的なことについて、ぜひ茶業振興会を通じましてですね、茶業振興会または、各組合との話なども関わっていきたい。ただ経営に関わることでありますので、やはり、組合の皆さんのご協力が必要になってきますけども、町としても引き続き話し合いをしていきたいというふうに考えております。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(3番 伊佐治優君)
- 3番 それでは、2つ目でございますけど、出口戦略である需要の拡大が一層望まれますが、これまで海外への輸出や、緑茶商品開発とかしてきましたが、これらの現状と今後の方針について、どのようにお考えかお尋ねします。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 藤井寿弘君)
- 農林課長 はい、では出口戦略についてお答えいたします。まず、美濃白川茶の海外展開ですけれども、平成27年度に準備を行いまして、平成28年度からマレーシアや台湾等に販売を始めました。その実績ですけれども、令和3年度までの6年間で、輸出量は約1.3トン、輸出額は約560万円となっておりますが、これに対する費用対効果を見たときに、十分な成果ではないと考えていますし、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により現地の店舗が閉鎖されることもあり、十分な販売促進ができないため、今年度は町としては積極的な海外販売は行っておりません。緑茶商品開発としては、平成22年に白川町と東白川村のお茶販売業者で組織された美濃白川茶商会在、昔の味を再現したお茶として、自然萎凋を再現した「かおる」という商品の開発に取り組み、現在販売しています。茶商会としてはそれ以降の新商品は出しておりませんが、各茶商さん方それぞれでお茶の販売促進に努力されております。最近では、各務原市の東海学院大学管理栄養学科の学生が、白川茶に四季それぞれの花を取り入れ、ハーブやスパイスをブレンドした4種類の「美濃白川フレーバーグリーンティ」を岐阜県の事業を活用して開発しました。現在は大野町産のバラを使った、春バージョンのフレーバーグリーンティをピアチャーレで販売しており、引き続き

マリーゴールドを使った夏バージョン、菊を使った秋バージョン、キンモクセイを使った冬バージョンのフレーバーグリーンティの販売が予定されています。また、コロナ禍におけるお茶の需要低迷対策として、今回の補正予算で提案しております、ふるさとの味しらかわ便第4弾では、今までも実施していた町の特産品を町外の方に宅配する際の送料負担のほかに、白川茶を記念の特産品として同封することを予定しており、白川茶を広くPRするとともに販売促進を行いたいと思っていますので、ご協議いただくようよろしくお願いいたします。いずれにしましても、白川茶の販売促進は、加工・販売業者だけでなく、生葉を生産する茶農家、茶生産組合も一緒になって進めて行く必要があります。引き続き町茶業振興会、茶連、茶商の皆さんとともに白川茶の振興について検討してまいりますので、伊佐治議員におかれましてもご指導いただくようお願いいたします。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(3番 伊佐治優君)
- 3 番 再質問というか、願というかですが、補正予算に提出されるお茶の配布ですが、一昨年か、ピアチェーレで各所へ配布したというのもありましたけども、こういうことに正解はないので、いろんなことにチャレンジしていただいて、費用もかかるのでなんとも言えないところもあるが、いろんな事業にチャレンジしていただいて少しでも白川茶のファンを増やしていただくと、それによって多少なりとも買っていただければ、すごいありがたいことなので、そういう意味では白川茶ファンを増やすような取り組みとして大変いいことだと思っておりますので、後ろ向きにならず、どんどん進めていっていただきたいとそんなことを思いますし、これは、三川のお茶の話になってしまいますが、ほぼ、ほぼ今、消毒というのは、あんまりやっていないような、栽培管理をまとめますと、例えば三川なんかは、ほとんど消毒とかそういうのはやってないですね。何が言いたいかという、オーガニックに限りなく近くなってきますので、町内の組合の中では同じように、無農薬とっていいか悪いか分かりませんが無農薬のような状態で作っているところもあると思いますので、その辺のちょっとあのなかなか、組合の中で区別するのは大変やと思うんですけど、そんなこともちょっと各組合長さんをお願いをですね、生葉の品種によって、加工をちょっと分けていただいたことで、その商品がひよっとしたらもっと高値で引き取り手が増えるというようなことも考えられますので、そんな考え方というか、技術の伝承というかそんなことも各組合に一度お願いをしていただきたいとそんなことを思います。いろんなことを試さないとお茶は売れていかないような気がしますので、茶商会も含めてですね、関係する皆様のお知恵を借

りながら、いろんな政策をしていただきたいとそんなことをお願いして、ちょっと長くなりましたけど質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議 長 3番 伊佐治優くんの質問を終わります。
- 議 長 ここで10分間休憩とします。(午後1時45分)
- 議 長 再開します。(午後1時55分)
 - ◇日程第5 承第1号 専決処分した事件の承認について
 - 専第2号 令和3年度白川町一般会計補正予算(第11号)
- 議 長 日程第5 承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「令和3年度白川町一般会計補正予算(第11号)」を議題とします。
報告を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 承第1号 専決処分した事件の承認について、専第2号 令和3年度白川町一般会計補正予算(第11号)について、議案及び補正予算事項別明細書を朗読し報告した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第1号を報告のとおり承認することに、ご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「令和3年度白川町一般会計補正予算(第11号)」は、報告のとおり承認されました。
 - ◇日程第6 承第2号 専決処分した事件の承認について
 - 専第3号 白川町税条例等の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第6 承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。
報告を求めます。町民課長。
(町民課長 今瀬恵美君 登壇)
- 町民課長 承第2号 専決処分した事件の承認について、専第3号 白川町税条例等の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第2号を報告のとおり承認することにご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。
- ◇日程第7 承第3号 専決処分した事件の承認について
専第4号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第7 承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
報告を求めます。町民課長。
(町民課長 今瀬 恵美君 登壇)
- 町民課長 承第3号 専決処分した事件の承認について、専第4号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第3号を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。
- ◇日程第8 承第6号 専決処分した事件の承認について
専第4号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第8 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「白川

町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 今瀬恵美君 登壇)

- 町民課長 承第4号 専決処分した事件の承認について、専第5号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。
- 議長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
承第4号を報告のとおり承認することにご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご意義なしと認めます。よって、承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第9 議第24号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第9 議第24号「白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。教育課長。
(教育課長 大岩裕樹君 登壇)
- 教育課長 議第24号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第24号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号「白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第10 議第25号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第10 議第25号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について

て」を議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君 登壇)

- 保健福祉課長 議第25号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第25号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第11 議第26号 財産の取得について
- 議長 日程第11 議第26号「財産の取得について」を議題とします。
説明を求めます。教育課長。
(教育課長 大岩裕樹君 登壇)
- 教育課長 議第26号 財産の取得について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第26号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号「財産の所得について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第12 議第27号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議長 日程第12 議第27号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第27号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案及び提案説明を朗読し説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第27号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第13 議第28号 令和4年度白川町一般会計補正予算(第1号)
議第29号 令和4年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
議第30号 令和4年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議 長 日程第13 議第28号「令和4年度白川町一般会計補正予算(第1号)」、議第29号「令和4年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」、議第30号「令和4年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を、6月17日までに終わるよう、期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は、6月17日とすることに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

- 議長 　ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日17日、午前10時から分館大会議室において予算決算審査常任委員会を開催し、その後本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。どうもお疲れ様でした。

(午後2時28分 終了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員